

---

---

## 令和4年度第4回（通算40回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

---

---

[開催日時] 令和5年3月17日（金）午後 6時30分～午後 8時46分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- (1) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定に伴う区民意向調査結果について
- (2) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の基本的考え方（案）について
- (3) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の体系（素案）について
- (4) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定検討部会について
- (5) (仮称) 北区子ども条例制定に伴う令和4年度取り組み経過について
- (6) (仮称) 北区子ども条例制定に伴う条例の基本的事項（案）について
- (7) 令和5年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）について
- (8) 放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について
- (9) 北区児童相談所等複合施設運営指針（中間のまとめ）について
- (10) 「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査の結果について
- (11) 令和5年度予算の概要（抜粋：子育てするなら北区が一番）について
- (12) 令和5年度子ども未来部組織改正について

3 その他

4 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 石黒万里子 副会長 大河原はるか 委員  
久保田 遼 委員 野上 智宏 委員 我妻 澄江 委員  
小野澤哲男 委員 鹿田 昌宏 委員 鈴木 将雄 委員  
田邊 茂 委員 森口 智志 委員 奥村 宏 委員  
関口 泰正 委員 西澤 由香 委員 向中野勇司 委員

[配布資料]

資料 1-1	北区子ども・子育て支援に関する区民意向調査の結果について
資料 1-2	北区児童・生徒の生活実態に関する区立小中学校向け調査結果概要報告
資料 1 別紙 1	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書
資料 1 別紙 2	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書 (概要版)
資料 2	「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」の基本的考え方 (令和5年3月修正案)
資料 3-1	「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」の体系 (素案)
資料 3-2	「次世代育成支援行動計画」の体系について (素案)
資料 3-3	「子どもの未来応援に関する計画」の体系について (素案)
資料 4	「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」策定に伴う部会の提案について
資料 4 別紙 1	令和5年度計画策定検討部会振り分け (案) 【委員】
資料 4 別紙 2	令和5年度計画策定検討部会振り分け (案) 【事務局】
資料 5-1	(仮称) 北区子ども条例制定に向けてのこれまでの経過について
資料 5-2	(仮称) 北区子ども条例を構成する項目 (案) 令和4年12月北区
資料 5-3	(仮称) 北区子ども条例の制定に関する子どもたち等からの意見聴取の取り組みの概要について
資料 6	(仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案) 令和5年3月北区
資料 7	令和5年4月期の保育園入所申込状況 (一次審査) について
資料 8	放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について
資料 9	北区児童相談所等複合施設運営指針 (中間のまとめ) について
資料 9 別紙	北区児童相談所等複合施設運営指針中間まとめ
資料 10	「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査の結果について
資料 10 別紙 1	「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査報告書
資料 10 別紙 2	「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査報告書 概要版
資料 10 別紙 3	「北区教育ビジョン2024」策定に係る児童・生徒向けアンケート調査報告書
資料 11	令和5年度予算の概要 (抜粋: 子育てするなら北区が一番)
資料 12	令和5年度子ども未来部組織改正

[当日配布資料]

資料 1-2	北区児童・生徒の生活実態に関する区立小中学校向け調査結果概要報告
資料 1 別紙 1	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書
資料 1 別紙 2	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査報告書 (概要版)
差替え 資料 3-1	「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」の体系 (素案)
差替え 資料 3-2	「次世代育成支援行動計画」の体系について (素案)
差替え 資料 3-3	「子どもの未来応援に関する計画」の体系について (素案)
差替え 資料 4	令和 5 年度計画策定検討部会振り分け (案) 【事務局】
差替え 資料 4 別紙 1	○令和 5 年度計画策定検討部会振り分け (案) 【委員】
差替え 資料 4 別紙 2	○令和 5 年度計画策定検討部会振り分け (案) 【事務局】
資料 5-4	都内の子ども条例の制定自治体と内容
資料 10 別紙 1	「北区教育ビジョン 2024」策定に係るアンケート調査報告書
資料 10 別紙 2	「北区教育ビジョン 2024」策定に係るアンケート調査報告書 概要版
資料 10 別紙 3	「北区教育ビジョン 2024」策定に係る児童・生徒向けアンケート調査報告書

## 【会長】

定刻になりましたので、令和4年度第4回、通算40回目の北区子ども・子育て会議を開催します。

初めに、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

本日は年度末という大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症は感染予防のマスクの着用について、自己判断というふうに変更になりました。一方で、人が密集する場所等ではマスク着用が引き続き推奨されています。本日の子ども・子育て会議におかれましても、マスクの着用をお願いさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局から本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

## 【事務局】

本日の出欠確認からです。

本日は欠席者2名、出席者15名ということで、定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、資料の確認をします。

資料に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認になります。事務局からは以上です。

## 【会長】

これから内容に入っていきますが、本日は非常に内容が多いので、もしよろしければ書類に書かれていることは、簡潔に要点のみご説明いただいて、例えばご意見があるところですか、ここは質問しておきたいということが多いところで時間を使っていただけとありがたいと思います。

それでは次第の2ですね。子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、(1) (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定に伴う区民意向調査結果について、事務局から報告をお願いいたします。

## 【事務局】

まず、資料1-1をご覧ください。北区子ども・子育て支援に関する区民意向調査の結果についてということです。前回の会議で、回収率等についてはお示しをさせていただいたので、今回は中身のほうに入っていきたいと思います。

資料は厚いのと薄いのがありまして、概要版と書かれた主に薄いほうを使って本日は説明したいと思っています。

2枚おめくりいただきますと、2ページが出てくると思うのですが、よろしいですか。主な共通設問というページになっているかと思います。

まず、(1)で北区の子育ての意向についてです。前回の調査結果をきちんと示しておらず、大変申し訳ございませんが、就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者においては、前回の調査と同様、約9割の方が、ずっと、もしくは当分の間ということで回答いただい

ています。なお、独り親世帯については前回調査ではこの問いを設定しておりませんでした。

3 ページの下段をご覧くださいませでしょうか。北区の子育て環境や支援の満足度についてです。就学前児童保護者について、前回の調査との比較では「どちらも言えない」と回答した方の割合が、33.9%から今回21.2%まで減少しまして、その分、「まあまあ満足している」と回答された方が10%強増加してございます。また、「満足していない」と回答された方も2ポイント弱増加しています。この傾向というのは小学生の保護者も同じです。

次に1枚おめくりいただきまして、5 ページをご覧くださいませでしょうか。

(6) で満足度が低い理由というのがあります。就学前児童保護者では前回調査で最も多くの選択肢があったのは「保育園に入りにくい」という回答でございました。48.3%ありましたが、今回27.4%に減少しているところが特徴的だと考えています。

1枚おめくりいただきまして、就学前保護者の調査になります。

7 ページの(3)の保護者の就労状況というところがございます。母親について産休・育休中の方を合わせ、フルタイム勤務の方、前回の調査では回答者が約5割となっておりますが、今回は6割に増えています。その後、就労してない方について、前は約3割でしたが、今回は約18%まで減少しているというところです。

次に8 ページをご覧くださいませでしょうか。

(6) ですね。定期的に利用している、または利用したい教育・保育事業といった設問ですが、幼稚園を選択する方が前回45%でしたが、今回4割を切る形になる一方で、認可保育所の利用希望率が前回約62%でしたが、今回67.7%まで増加しているといったところです。

小学生保護者のほうに進みます。10 ページをご覧くださいませでしょうか。

保護者の就労状況についてです。母親について、産休・育休中の方を合わせまして、フルタイム勤務の方は前回の調査では回答者の約35%になっておりましたが、今回43.5%ほどまで増加しています。ただし、就学前児童保護者よりもフルタイム勤務の方が10ポイントほど低い状況、これは前回の調査と変わっていません。

次に11 ページの下段の学童クラブの利用状況です。前回との比較では、1ポイント強の増加にとどまっています。なお、前回調査では放課後子ども教室の全校実施されていない状況の調査報告になっておりました。

また1枚おめくりください。23歳から39歳の区民の方で、同一世帯に18歳以下のお子様のいない方への調査になっています。

12 ページの(3)をご覧ください。回答者の約7割の方は将来子どもが欲しいと回答しています。また、その他の調査では子育てしやすい環境整備や子育ての不安といった設問がありまして、そこでは仕事と出産・育児の両立ですとか、あと経済的なことを挙げていらっしゃる方が多いと捉えてございます。

また、2枚おめくりいただきますと、世帯主と子どものみで構成される世帯及び児童育成手当受給世帯の調査となっています。なお、児童育成手当とは母子、父子家庭もしくは保護者の方がどちらかが重度の障害を有し、一定の所得以下のお子様がいいらっしゃるというような世帯に支給されるものとなります。

17ページの(4)と18ページの(5)でこういった方々に困り事、悩み、必要とする支援等について質問をしているわけですが、養育費、教育費、生活費など、経済的なことを取り上げる方が多く、児童育成手当受給世帯のほうが、その支援等を必要とすると回答する方の割合がこういう状況です。

次に20ページからは子どもたちへの調査になります。

23ページお進みいただけますでしょうか。(8)で家の中でお世話をしている人の存在についてということで、いわゆるヤングケアラーについての質問ですが、小学6年生では回答者の6.4%に当たる95名の方。中学2年生では回答者の5.7%に当たる38名。高校2年生では回答者の2.7%に当たる15名の方が、それぞれ家の中でのお世話が必要な方がいるということを回答しています。ただし、どの層にもおいても6割程度の子どもたちが、このことで困っていることは特にないと答えており、また同様に3分の2から4分の3程度の子どもたちが、誰かに相談するほどの悩みではないと答えています。ただし、ヤングケアラーはなかなか発見が難しいと言われていています。今回の調査結果については関係機関とも共有し、今後の政策の参考といたしまして、課題がある子どもたちの支援につなげていきたいと考えてございます。

一つ前の22ページの(6)です。中高生になりますと半分以上の方が、学力や進路についての悩みを持つといったようなところが大きいのかなという印象です。

次です。27ページにお進みいただけますでしょうか。妊産婦の方からのアンケートになります。

1枚おめくりいただきまして、28ページの下段(5)をご覧くださいいただけますでしょうか。出産について非常に不安を感じた方と何となく不安を感じた方の合計が56.7%。また育児についても同じく何らかの不安を抱いた方というのが3割ぐらいになるわけです。その一方で、30ページに出産・育児に関する不安や悩みの相談先というのがありまして、相談相手がいないと回答した方が、回答者実数769名いらっしゃったわけですが、1名のみといったようなことでございました。

次です。最後31ページからが児童養護施設等の利用者になります。ここには概要を記載していますが、区立中学校、小学校に通うお子さんたちにも、この32ページの(4)自身の考えについてと同じ問いかけをしています。そちらは詳細版に書いてありますが、比較しますと児童養護施設にいらっしゃるほうが、いわゆる自己肯定感に対する問いについて肯定的な回答が少ない状況です。

概要は以上です。またこちらの厚いほうには、それぞれの項目ごとに自由意見を記載してございます。それぞれの対象者ごとの集計の後に自由意見を記載する体裁としてございます。記載に当たっては回答内容のテーマごとに分類を行いまして、同じような趣旨で意見が多く寄せられている事項については集約を行いつつ、抽出して記載するといったようなことで記載してございます。後ほど、ご高覧いただければと思います。

では、本資料の後ろのほうに戻りまして、最後に今後の予定のところだけ説明させていただきます。回収率等が書いてある用紙の裏側ですが、製本作業が年内に完了いたしますので、年度明けの4月以降になります。閲覧用の冊子を区内各施設にお配りさせていただきます。北区ニュースでもお知らせするほか、冊子の内容については北区ホームページでも掲載させていただく予定です。

### 【会長】

それでは、ただいまのご説明に対して、皆様のほうからご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(2)(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の基本的考え方、令和5年3月修正案についてご説明をお願いいたします。

### 【事務局】

先ほどの資料の続きですみません。1-2というのがありまして、小・中学校の学校向けに行ったアンケートがございまして、そちらのほうの説明が抜けてしまいました。

調査のことを簡単に申し上げますと、どの学校も学校がヤングケアラーとして把握している児童・生徒については相談の機会を設けたり、必要に応じて専門機関とつなぐなどの対応を行っていることについては確認ができました。今回、意識意向調査につきましては、区のほうで調査を委託していますが、この学校向けの調査については、この委託の範疇外で実施したものですから、冊子にはなりません。かつ、生徒の様子などを細かに伺ってまして、そういった点から公表にはなじまないため、今回、概要版として報告しています。

約3割の学校でヤングケアラーがいるといったような回答がありました。同時に、なかなか家庭での状況について、確認がしにくいといったような意見も寄せられています。先ほどの説明とも重複しますが、この辺りの課題について今後検討は必要なのではと考えてございます。

### 【会長】

ただいまの補足説明のほうはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### 【委員】

各アンケートの概要ですが、12ページの5-3の子どもを持つことについて載っています。子どもがいないが将来子どもが欲しいというのが70.2%、子どもが欲しくないが24.9%。現在、子どもが多いということなんですか。このアンケートで、現在子どもがいない人だけしかアンケート答えてない形になるんですか。それとも未回答なんですか。

### 【事務局】

12ページの5の3ところで。

### 【委員】

今、子どもがいないが将来子どもが欲しいというのが70%。子どもが欲しくないが24.9%。それ以外の回答で「現在子どもがおり、将来もっと子どもが欲しい」とか、「現在子どもがおり、これ以上子どもが欲しいと思わない」という人はほぼゼロということでしょうか。

【事務局】

例えばお子さんと別居されている方なんかもいらっしゃるので、そういった方のために選択肢は作りました。ただ、結果としてそれで回答された、例えば世帯が離れて暮らしているお子さんがいらっしゃる方なんかについて、もうお子さんは欲しくないという方もいらっしゃるかなということで、回答を作ったんですけど、結果としていなかったと。

【委員】

それだけしか含まれるんですか。

【事務局】

そういうことです。

【委員】

分かりました。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

これ、何となく違和感があつて。よく私が聞くのは「子どもは欲しい」「将来欲しい、だけどなかなかつけれない」という声ですけど、これは欲しいと思うというので、すごく肯定的な結果になっていて、それでいいのかなと。子どもが欲しいけど、つけれないと言つて暮らしている人も結構多いのではないかという、そういう私の日頃聞いている声と結果が違うかなと。ここだけ見ると肯定的ですよ。子どもが欲しいと思う、じゃあ、たくさんつくってくれるのかなと、この表を見て理解する人が結構いるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。そういう回答とかあるんですかね。「欲しいけどなかなかつけれなくて」という。

【事務局】

そうですね。私もどうかというところの結果はそのように捉えるようにしているんですけど、少子化だといろいろ言われていて、何ていうんでしょう。いわゆる若い方であまり子どもを持ちたくないというか、そういった方も増えているという意見もある一方で、実際調査してみたら7割の方が子どもを産み育てたいという、今お子さんいらっしゃらない方もそういったものがあるんだなということ。そういった方々に子どもを持つに至らない要因として、今回、例えば就労環境を整えるとか、幼稚園・保育園の整備とか、そんなことでいろいろご意見をいただけたのかなと思っています。

【委員】

そうですね。はい。分かりました。



## 【会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、2のほうに入っていただければと思います。では、お願いします。

## 【事務局】

資料2のほうに進みます。北区子ども・子育て支援計画の基本的考え方です。

基本理念のところから、まず始めます。

前回のこの会議では、「すべての区民が子どもたちの育ちを支援することで子どもたちが」といったような案を示しました。しかし、委員の方からのご意見で「子どもたちが」というのを頭にしたほうがいいですよねといったような意見を反映しまして、事務局でもそのほうがよいと考えまして、今回お示しのように変えてみました。「すべての子どもたちが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」といったような、そんな新しい基本理念はどうかと考えてです。

次に2(1)の基本的な視点ですが、前は「北区の全ての子どもの」としてございまして、「北区の」と限定する言葉は不要ではないかといったような意見をいただきまして、今回お示しの形としてございます。

次に2の(2)ですね。まだ1枚目です。1枚目の一番下のところですね。

基本方針について、前回4個目の柱、「貧困の連鎖の解消」といったような言葉を考えたのですが、委員の方から「他の方針は明るく前向きな言葉を使っているのに、そこだけ異質な感じがする」ですとか、「貧困については将来解消されればいいということではなくて、現在においても、その貧困等の不安がなく、安心できる環境でといったような意味が分かる言い方がいいんじゃないか」といったようなご意見をいただき、少々長いんですが、「子どもが夢と希望をもって安心して生きるための支援」といったような方針を考えてみました。

後ろです。計画の構成については、統合する未来応援プランでの次世代育成支援行動計画に含めるか、別の章立てにするかといったような点。そして、もう一つ、現行の計画では第2章にあります、子ども子育てを取り巻く現状と課題の章。これも資料編に含めるかと、二つの視点についてアンケートを実施させていただきました。多数決ということなんですが、結果として未来応援プランが別の章立てとし、第2章については現行と同じ形にしたいと、そのように考えたところです。

次のページでは、(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の方向(素案)というところがあるんですが、こちら計画策定の背景と目的を要約したものになります。子ども・子育て支援計画が実際完成いたしますと、こちら第1章を構成するようなものになるんですが、こういった表形式ではなく、文章で記述するような形。ただ、読みやすく何とか工夫したいなどは思っているんですけど。こういった表ではなく、もうちょっと詳しく分かりやすく説明するような形がいいのかなというふうに考えてございます。

次です。北区子ども・子育て総合計画の体系についてです。本日、差し替えたもので説明します。

資料発送した時点では、次世代行動支援計画である六つの施策目標を作ってはどうかと思ったんです。子どもの権利の保障といった観点を一つ加えてみてはどうかと思ったので

すが、ただ庁内でその後検討し、子どもの権利の保障というのは基本的な支援ということで、全ての政策にかかってくることなので、これを一つだけ抜き出すのはあまりよろしくないのではないのかということで、そういった考え方が優勢を占めるものになりまして、お恥ずかしい話しではありますが、現行の五つのその表のものに直させていただければなということ。ただし、「未来を担う人づくり」という、子どもが主体のものをやはり重視しようということで、順番だけは変えさせていただいて、上に持ってきたということです。

次です。裏面をご覧くださいませでしょうか。

施策目標にぶら下がる個別目標についてです。まず、おおむね現行のとおりでいいのかなと思いつつ、(4)②のところを赤字で書かせていただきます。こちらですが、「障害または特別な支援が必要のある」というのが現行の名称ですが、ただこちらの中に含まれている事業がもう全て障害の子の支援策になります。そのため、「障害または特別な」というのが必要ないのかなということで、障害等特別な支援ということで、多少障害の範疇から外れるような事業があったとしても、ここで飲み込めるような形のタイトルがいいのではないかなというように考えました。

もう一つです。(5)③のところ「男女が共に担う子育ての推進」といったようなところに、波線を引かせていただいています。こちらですが、多様性社会の推進ということで、タイトルに「男女」というのがくるのが、果たしていいのかなといったような考え方があります。今後、どうしたものがいいか、ただやはり男女差別の解消といいますか、そういった視点も必要ではあるので、この辺りのところ、果たしてそれを分かりやすく男女とするか、それともそういった言葉を極力使わない形にするのか、この辺りは今後も検討が必要ということで、波線で問題提起だけ起こさせていただきました。

次のページ、3-3です。

子ども未来応援に関する体系ですが、計画策定から5年が経過し、今回が初の改訂の機会になります。まず5年間やってみて、それなりに北区としても取り組めたのかなといった思いがあります。まずはこの形を維持し、さらなる推進に取り組んでいければいいのかなといった考えの基で、基本大きな見直しが必要とは認識はなく、現行を踏襲したというふうに考えました。

#### 【会長】

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

今、まさにご指摘いただきましたように、(5)の③ですね。「男女が共に担う子育ての推進」というところで、どういう表現がいいのかなと私も考えていたんですが、例えば「性別にかかわらず共に担う」と、そうした表現もありなのかなと思いました。女性カップル、男性カップルなども想定されますので、まさにご配慮いただいたとおり、必ずしも男女とは限らないということで、性別にかかわらずということがあるかと思いました。

そして、もう一つ、性別にかかわらずということ言えば、例えば「年齢にかかわらず」とか、高齢のママさんの方もいらっしゃるかもしれないですし、すごく若い

ママさんとかと、そういった方もいらっしゃるかもしれませんが、年齢、性別にかかわらず協力し合って担う子育ての推進といった、ということもそういう要素も入ってもいいのかなと考えました。

#### 【事務局】

今後の検討に当たり、ご意見はぜひ参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### 【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて（3）（仮称）北区子ども・子育て支援総合支援計画体系（素案）について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

資料4をご覧くださいませでしょうか。

（仮称）北区子ども・子育て総合支援計画策定に伴う部会の提案についてということですので。こちらも差替えて大変恐縮です。右上に「差替え資料4」という資料をご覧くださいませればと思います。

部会については前回の会議でも、計画策定及び条例案の検討を進めるため、大人数で集まる全体会議とは別に従前の件に倣い、部会を編成したほうがよいといった確認ができたかなと思っております。

部会の編成については、子ども・子育て支援計画と未来応援プランとで分けたほうがいいのかといった意見が多くあり、そのような形で案を考えたところです。なお、この件については、事前に委員の皆様からいただいたご意見をまとめたものをお示しさせていただいたところですが、1件大変申し訳ないのですがカウントの間違ひがありました。その委員の方は本来であれば、子・子計画と未来応援プランと分けたほうがいいのかといったような意見でしたが、事務局のほうで誤って次世代育成支援子ども計画と子ども・子育て支援計画と分けるほうにカウントしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。委員の皆様には、後ほど修正したものをお送りしたいと考えております。

結果としては子ども・子育て支援計画と未来応援プランとを別々の部会に編成し、それぞれの部会とも資料への記載がなく、大変恐縮ではございますが、5月と6月にそれぞれ1回ずつ程度、計2回ずつそれぞれの部会、検討を行っていただいて、7月に全体会議である第41回子ども・子育て会議ができればと思っております。

なお、（仮称）北区子ども条例の検討について、委員の皆様、大変気にされていることと思っております。それぞれ計画についての検討が終わった後、それに引き続く形で条例の検討のための話合いの時間を設けて、そういった形での話合いができればというふうに考えております。

どちらにおかれてもメンバーが異なりますが、基本同じ内容について意見交換を行っていただきたいと思います。ただ、どちらの部会も重要な役割を担っていただけるとは考えていますが、どうしても未来応援プランのほうを守備範囲狭いものですから、条

例に関して検討する時間が多く取れるのではないかと考えています。

では、裏面のほうに進みますと、大変恐縮ではございますが、皆様のお立場といえますか、そういったことも若干勘案させていただきつつ、公募の方については本当にバランスということですが振り分けさせていただきました。それに付随する区の事務局のほうの課長も本日はさせていただいているところです。

ご意見等あればお願いします。

### 【会長】

申し訳ございません。先ほど言い間違えまして、3はもう済んでおりましたので、4の部会の提案のところでした。

ということで今ご説明ありましたように、差替え版のほうで資料をご確認いただいて、このような部会編成ということですね。それから5月か6月に部会をやって、7月に全体会。それから基本条例についての審議はこの部会の中ですするという、そういうご説明だったかと思えます。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ありましたからお願いします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(5)(仮称)北区子ども条例制定に伴う令和4年度取り組み経過及び(6)(仮称)北区子ども条例制定に伴う条例の基本的事項(案)について、ご説明をお願いいたします。

### 【事務局】

まず子ども条例制定に向けてこれまでの経過について、資料5-1です。資料といたしましては、本格的な検討に着手した今年度の経過を総合的に網羅してございますが、この会議では既に説明済みの取組もございます。新しいものに絞って、今回はご説明のほうを進めさせていただきます。

まず、資料5-2ですが、こちらについては前回子ども・子育て会議でお示しさせていただいた資料になります。ただ、3ページについては、それについて皆様からご意見をいただきまして、それを要約したような形でまとめたものです。参考という形になっています。

次です。子どもたちの声を聞く取組として、中学生モニター、学校の推薦等を受けた児童・生徒の意見聴取について報告を行ってまいりましたが、この会議の中で困難を抱えている子どもたちからの意見を聞く必要があるのでは、もっと多くの子どもたちの声を聞く必要があるのでは、などの意見をいただきました。そこで前回もございました子ども食堂、また様々な要因で学校に行くことができない児童・生徒のための適応指導教室、日本語学級に出向き意見聴取を行うほか、GIGAスクール端末を活用いたしまして、小学校4年生以上の区立小中学校全児童・生徒向けのアンケートを実施いたしました。

小学生向けに行ったアンケートについては、2月末日の締切りで現在取りまとめを行っています。まとめ次第、皆様に情報提供したいと考えてございます。

では、資料5-3のほうを見ていただいてよろしいでしょうか。4ページまで進めていただきます。

4ページから子ども食堂の参加者の皆さんへの聞き取りの結果の概要です。現状として困っていることはない、友達と仲よくやっていて、両親や学校の先生、ボランティアと地域の方々などがよく対応してくれるといったような声がある一方で、前回の会議でもお話ししたとおり、子どもの権利がきちんと保障されていない、大きく侵害されているといったような子どもの声もありました。5ページの下の方、(3)では意見聴取に立ち会っていただいた大人の方々が感じた条例に必要な視点についても紹介をさせていただきます。

次に進みます。12ページご覧いただけますでしょうか。

全区立中学校生徒を対象にいたしましたアンケートがございまして、合計で120名の生徒の方からご意見をいただきました。総じて子どもたち自身がそれぞれ、子どもたちの特性ですとか、事情に合った形での学びの場、そういった学びの機会が保証されること。また、気軽に信頼できる相談先が欲しいといったような声が全体的に多く寄せられたのかなと感じてございます。この傾向は次の14ページに適応指導教室の参加者の方からのご意見をいただき、特に中学生の方からは活発にご意見をいただきましたが、同じような傾向が見られるのかなというふうに捉えてございます。

最後に日本語学級の参加者です。15ページから始まりますが、来日した際にはいろいろ戸惑うことが多かったが、今はGIGAスクール端末の翻訳機能を活用しながらもおおむね友達とは支障なく、コミュニケーションが取れるといったようなお答えが多かったと受け止めています。しかし、日本語学級に関わっている教諭の方からのお話しでは、話し言葉は短期間で上達しますが、学年相当の教科書をきちんと理解し、筆記中心のテストで解答するといったことについては、やはり大変なものがあるといったようなお話もいただきました。

取組についてはこれで終了です。今回、資料5-4というもので、追加で一つ、横の表をつけてございます。都内の子ども条例制定自治体の都の内容といったような資料をつけさせていただいています。こちらについては、資料6と併せた形で説明したいと思っておりますが、続けてよろしいですか。

では、続けて資料6の説明を続けます。子ども条例の基本的な考え方の案です。

前回は本当に項目案といったようなことでお示しをさせていただきまして、さらに他自治体の先行事例ですとか、子どもたちからの意見、子ども・子育て会議の委員の皆様から寄せられた意見等を参考に、若干肉づけする形としたものです。

本日、お示しの資料6のほうですが、(仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案)令和5年北区とあるものですが、こちらについては、まず北区として、ほとんどの先行区の条例に規定している項目については子ども権利条約にもうたわれているものであることから、基本取り入れることを考えました。

資料5-4をご覧いただきますと、大体のところ、北区においては丸がついているといったような状況でございますが、ただ一番下のところですね。推進計画の策定と推進委員会の設置というのが三角とマイナスになっています。これはなぜかといいますと、この推進計画の策定というところですが、権利に関する普及啓発を行うということについては、皆さんからもご意見をいただき、区としても必要なことだと考えています。その旨は規定すべきだと考えてはいるところですが、それをその計画を検討するために、個別に委員会をつくりなさいといったような取組ですが、それはいらぬのではないかなというのが9

番の話。そして、そこで計画をきちんと定めなさいということを行っているのが8番です。

基本、私たちが思っているのは、子ども・子育て会議の場というのは、子どもの権利のことですか、子ども・子育て全般のことに対して、非常に関心をいただいている委員の方がお集まりいただいている場だと思っていまして、別に何か委員会をつくることではなく、こちらで区の考え方をお示しながら、皆様のご意見をいただき、取組を進めていけばいいのではないかなと考えまして、今のところそういった委員会等の設置の必要は、必要と規定することはないのではといったような、今のところの考え方です。

ただ、前回の会議でもお話をさせていただきましたが、本日示した案をもって条例について区として一定の精査が完了しているわけではございません。まだ皆様からこんなことも盛り込んだらよいといったご意見については、この後も年度明けに部会をやりまし、また本日の委員会の中でも結構ですし、いろいろご指摘いただければありがたいかなというように感じてございます。

また資料5-4の関連でいいますと、先般荒川区でも条例を制定したといったようなことがありました。ただ、他の先行自治体に比べると随分内容があっさりしているという印象でございまして、子どもの最善の利益の追求といったことは述べつつも、意見表明権以外の権利については具体的に言及しておりません。また権利擁護についても、権利を擁護するとは言っていますが、権利擁護委員の設置などには言及してない、そんな条例になっています。また機会がございましたら、表に付け加える形で皆さんにお示ししたいと思えます。

では、資料6のほうの中身について進めたいと思えます。

子ども・子育て会議の委員の皆様からのご意見をいろいろいただきまして、「育ち学ぶ施設」については「育ち学ぶ施設及び団体等」と、そういった付け加えをしてはどうかといった考えですか、いじめ虐待、貧困の防止、意見表明権の明文化、あと東京都などとの連携、周知のことなど、そういったものについては一応項目としては反映できているのかなといったようなところですか。

次に権利擁護委員の設置について、若干説明をさせていただきます。

幾つかの区を調査したところですが、窓口を設けています。苦情相談窓口、学校等のいわゆる相談窓口とは別の窓口を設けていまして、基本子どもたちの意見については、大体の区は、子どもに関わるお仕事を経験している職員がまず一旦受け止めて、解決に向けた行動が必要な場合については権利擁護委員が独自に子どもの気持ちに寄り添い、子どもの立場から関係機関等に解決に向けた、働きかけを行っていることが多いといったような認識です。この権利擁護委員ですが、大体3名ぐらいの方で弁護士さんが多いようです。

先行区からは基本、それぞれの委員が個別に動いたほうが迅速に解決に結びつくケースが多いとは聞いています。委員の皆様からは委員会を設置してはどうかといったような意見もありましたが、区のほうでは現段階においては(8)の②になるのですが、必要に応じて合議を行うということで、委員会に置き換えることができるのではないかなといった考えです。

また、委員の皆様からのご提案のうち、休息余暇の権利についてご意見をいただきました。また、文化芸術活動のお話などもご意見がありました。本日の段階では区のほうでは案に含めておりません。

まず一つ考えているのが、ボリュームが大きくなり過ぎないようにする必要があるのではといったようなご意見をいただいています。何条も何条もあるとなかなか手に取って読んでいただけなくなると、なるべくコンパクトにしたほうがよいといったようなご意見、その辺りのすり合わせと、あと文化的、文化芸術活動への参加については、子どもの権利条約では文化的な生活ですとか、そういった言葉を使っているのが、活動と生活との違いとかを区の方も精査して、必要であれば載せていくというか、検討は進めたいなど思っており、現時点では精査が足りておりませんので、今回は載せなかった扱いをさせていただきます。

#### 【会長】

はい、ご説明ありがとうございました。5と6についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

いろいろと意見を取り入れていただきありがとうございます。

まず資料5のほうで意見を述べたいと思います。

北区子ども条例について子どもたちからの意見聴取の部分に今集計中と伺っていますが、区立小学校4年から6年生の全児童へのアンケートの件ですが、これについて子育て中の会員ですとか、子育て支援の活動をしている団体会員から情報や意見が幾つも私のほうに寄せられています。お子さんが学校でもらってきたという保護者の方からの意見では「文章が長くて、用語が難しい」「自由記述なので、小学生が一人で回答するのは難しい」というような意見。それから、配布されたことを知らなかったという保護者がいっぱいいたのは、子どもが出さない、書かない、読まないといった理由だということです。それはどうしたのと聞いたら、学校で先生が配っただけで説明もなかったのも、もらいっぱなしになっていたという状況でした。せっかくアンケートでお子さんに聞いていて、これが非常にもったいないというふうに会員からは意見が出ています。文章を読んだり書いたりするのが苦手なお子さんが多いので、先生方もお忙しいとは思いますが、口頭で説明や呼びかけが欲しかったというご意見が多数出ています。

例えば、意見表明権を子どもに分かるように説明しながら、意見や考えを聞かせてほしいというような姿勢が必要ではないかと。「自分たちの意見が反映されるとも思えない、それで出しそびれた」という子どもたちの声をご紹介しますと、例えば、「スクールカウンセラーの先生が毎日いるといい」「暴力を受けていたら止めたり、話を聞いてほしい」「男子が先と先生が決めてしまうので、出席番号順とか男子が先、次は女子が先というふうに順番にしてほしい」「自由にスポーツする場所や体育館が欲しい」、校庭開放が野球チーム、野球チームに限らないと思いますが、そういうチームが使っていて、使えない。こういった意見が多数来ています。

この条例を広める方法についての設問があったので、それについては「学校で子どもの権利についての授業をして、北区子どもの権利の日があったらいい」、というような意見もいただいています。

一体、どのくらい回収できたのか非常にそこら辺が気になるので、ぜひ回収した件数を

後で教えてほしいというような意見をいただきました。

最近、今週13日に武蔵野市子どもの権利条例が市議会で可決、成立したということが話題になっていて、条例案づくりの過程で当事者である10代の希望者の方たちが数多く参加して、条例の前文には子どもたちの言葉が盛り込まれて、「私たちは」という主語で始まる文章が、非常にインパクトが大きくて評判になっています。北区でもこういうものができるかと本当にいいのになという意見も出ていました。

9月に区立中学校でGIGAスクール端末によるアンケート実施とあるので、ここはその旨意識して意見をもらうのだと思いますが、とりわけ虐待されたり、頭ごなしに言動を否定されている子どもたちというのは大人を信用していないので、やはり意見表明権をきちんと説明した上で、意見をもらってほしいというような要望が出ています。

続けて資料6とか行っていいでしょうか。

全体構成(4)内容への加筆のところ、先ほど内容がいっぱいあるとコンパクトになりにくいというような説明がありました、「遊ぶこと、休むこと、文化芸術的生活」というのは、たった1行で済むのでできたら入れてほしいです。「また失敗をしてもやり直せること」他の自治体の条例にもありましたが、こういうことを許されないような状況にいる家庭の管理が厳しいというようなお子さんもいるので、こういうのがあったらいいというご意見もありました。

また、先ほど説明でその推進委員会等の設置は必要ないのではというご意見がありましたが、この子ども・子育て会議は非常に常に議題が多過ぎて話し切れなくて、これでいいのかなというところがあります。まあ、保育の問題とか貧困の問題とかいろいろありますが、ほかに子どもの権利委員会ですとか、子どもの権利推進委員会などで条例に基づく計画や施策等の検討、検証をしてほしいというような意見が多く出ています。

それから2ページの前文で「子どもは権利の主体である」というのを、ぜひ明記してほしいという意見が多く出ています。

それから⑤ですね。児童の権利に関する条約という言葉と、子どもの権利条約の両方がここに記載されているので、用語の定義をして一般的に使われている子どもの権利条約を統一して使ったほうが分かりやすいと思います。

それから(2)総則のところ、④北区の役割、2行目のこの「養護」という字は権利擁護の「擁護」ではないですか。

それから北区の役割に、この条例を周知する努力義務を加えてほしいというふうに思います。実施に合わせて多分講演会とかタウンミーティングの開催も計画していただければと思いますが、大人も子どもの権利条約や子ども条例について学習しなるとなかなか理解できないと思います。こういうものをつくと子どもがわがままになると、結構そういうふうに誤解している方が依然として多くいるので、こういう催しで私たち大人もみんな学習する機会というのをつくっていただきたいと思います。

先ほど話題にした武蔵野市では子ども権利条例について特集した市報を出したそうです。とても丁寧で大人にとっても分かりやすいというふうに評判になっているので、こういった大人向けの分かりやすい広報もぜひお願いしたいと思います。

それから、⑦育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は施設で云々と書かれているんですが、団体の活動というのは施設外でも行われていまして、例えばスポーツクラブが試



合のために子どもを連れて移動している間に暴力を行われたり、いろんなトラブルがあったりするので、施設内でのというのはいらないのではないかと思います。削除すれば話が済むと思います。

それから3ページの(4)の②、2項目目。虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止のためにとありますが、現に虐待されている子どもは救済が必要なので、この資料6の1、条例の全体構成(5)のところに、子どもの権利の相談及び救済というふうに明記してありますし、この今話しているところでも防止だけではなくて、防止と救済というふうに加筆していただくといいかと思います。

それから(5)の子どもの意見反映、参加の仕組みづくり、②子どもの意見がどのように尊重、反映されているかというのを子どもに分かりやすく説明するよう、努めるというようなことも必要ではないかと思います。

最後、子どもの権利擁護のところですが、相談、改善、回復などいろいろ書いてありますが、「救済」という言葉も書いていただくと、現に苦しんでいる子どもたちが助かるのではないかなというふうに思いました。

#### 【事務局】

全部答えているとすごいことになるので、すみません。基本、これを受け止めて検討していきたいというふうに思いました。

武蔵野の条例もすてきな報道もある一方で、議会がちょっと大変だったなという声も聞いていまして、いろいろな思いでございます。ただ、本当にいろいろな先行自治体の例というのはすごく参考になるところがあるので、そういったところなどいろいろなところの意見を取り入れていきたいというふうに考えてございます。

文言や表現のところのお話がありました。区のほうでもまだこれが条例の文言的な確認が取れたわけではございません。「区」と書くのがいいのか、例えば「教育委員会」と書くのがいいのか、そういった精査も正直まだきちんとはできていないような状況です。

皆さんにお示しするのは条文の体というのが北区の場合ちょっと難しいのかなと思っていまして、条例というのはやはりその法規的な部分から、それを踏まえて区議会のほうに提出するものなので、皆さんには例えばこういった条例があったほうがいいのかといったような骨子であったり、報告であったりといった限られた内容になると考えております。ただ、こういった言い方を、例えば意見としてこういったことも盛り込んでほしいとかそういった意見は何えると思うので、いろいろお寄せいただいて、皆さんにご理解いただけるような、そういったものをつくってきたいというふうに考えてございます。

先に意見聴取の話のことに戻ってお話をさせていただくと、小学生から200件ぐらい回答が返ってきました。ボール遊びできる場所が欲しい等の意見があったこともしっかり承知しています。いろいろ市内でも共有して、実現に向けていったらいいのかなど思う一方、やはり関心のない方に関心を向けていただくとするのはそれは大変なこと、そういったところが今後のまた課題になっていくのかなと思っております。精いっぱい、分かりやすいパンフレットの作成等周知・広報に務めていきたいと思っておりますが、またご提案ありましたらよろしくお願いたします。

### 【委員】

会議で方向性とか内容について話し合うだけでいいというようなご提案がありましたが、この前に委員の方から「こんな条例でどうでしょうと子どもに見せて、それで分かるかどうか、これでいいかどうか意見をもらったかどうか」というようなご意見があったと記憶しています。それはやっぱり必要じゃないかなと。子どもが自分の権利を理解できないと一番困ると思うので、そこはやっていただけたらいいかなというふうには思います。

### 【会長】

はい、ありがとうございます。

それではほかの委員の方もご質問やご意見があると思いますので。

### 【委員】

私から二つございます。

一つは資料5-3の12ページのGIGAスクール端末を活用した区立中学校全生徒へのアンケートというところで回答数が120名とありますが、区立中学生は全体で何人いるのですか。120名が何%の回答率なのですか。正確な数値は後でも大丈夫ですけど。

資料1-1のほうに区立中学2年生生徒GIGA端末で調査が1,639、有効回答が600あって、ここの600と120と大分かけ離れているなというのがありますが、ここの違いというのはどういうことなのでしょうか。

### 【事務局】

意識意向調査については、皆さんの実態について全員の方に回答してほしいといったようなことで実施しました。ただし、条例については確かにももちろん皆さん意見は欲しいですけど、意見を出すということについて、やはりなかなかその強制してとといいますか、そこはやはり難しいのかなと思います。確かにもうちょっといろいろ働きかけをしたりとか丁寧な説明をしたりというのは分かるんですけど、ただそういうことではやはり意見をいただけないというか、ああそうなんだ、いいことやっているんだな、そういうことで終わっちゃうお子さんというのもいらっしゃるのかなというふうに思っています。

### 【委員】

分かりました。ありがとうございます。

あともう一つが、ちょうど委員さんがおっしゃられた北区の役割のところ、私もその保護者に広報するといいますか、伝えるというところの役割を入れたほうがいいかなと思っていて、私自身親になって2年ぐらいたって、けど何か自分が親になるという実感あんまりまだまだできてないというか、どうなったら親になるんだろうとか、そういう勉強といいますか、やっぱり全然ないというか。どういうところで学んだらいいかといいますか、学び方も分からないし、そういう広報もないし、どうしたらいいのかなというのがあるので。やはり条例というのは子どもに伝えることも大事だとは思いますが、親が子どもに伝えるということも大事だと思うんですね。なので、まず自治体が親に伝えて、それを子どもに親が伝えるという、その伝え方が一番みんなハッピーなんじゃないかなとい

うか、みんな分かりやすいんじゃないかなというふうに思いますし、親もその子どもの権利というのを理解するというのが、親への第一歩といいますか、大事なステップかなと思いますので、そういうような役割というのを2ページの④番北区の役割というところに入れていただくとありがたいなと思いました。

#### 【事務局】

ありがとうございます。本当に全区民に知ってほしいというか、理解して、子どものいる、いないにかかわらず、関わらないというのはまずあり得ないことだと思うので、街でお子さんが出て、やっぱり配慮が必要だったりそういう場面はたくさんあるので、ぜひみんなに知っていただけるように頑張っていきたいと思います。

あと、すみません。先ほど質問で区立の中学生の数なんですけれど、令和3年度現在3学年合計で、4,594人です。

#### 【委員】

今のご意見に続いて、一言申し上げたいので。

子どもの権利をかなり侵害して、子どもを苦しめている保護者というのも実際にいまして、自分が権利を侵害しているとは多分思っていないんですよね。しつけだというふうに多分すぐに言うと思うんですが、やはり児童相談所とか子ども家庭支援センターが関わって、家庭でも親が結構無自覚でいるので、親は親でちゃんと学んでもらって、子どもは子どもで親と関係ない大人からとか、学校からきちんとこの自分の権利を教えてもらう必要があります。親がちゃんと子どもに伝えられる家庭は本当に幸せで何の問題もない家庭だと思いますが、現状そんなところなので、それぞれのやり方を並行してみんなが学んでいくのがいいかなというふうに思います。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

#### 【委員】

資料6ですね。子ども条例の基本的な考え方、いろいろと意見を反映してまとめたいただいてありがとうございます。

ちょっと気になったのは、3ページの(4)の子どもの安全・安心の保障の①のところなんです、「子どもは保護者に愛情を持って生まれ」と書いてあるんですね。ここの愛情というのはすごく気になってしまいました。こういった個人的な感情、内心に関することがこうした条例に織り込まれることに違和感があります。せっかく今回「子どもの権利」ということを柱に考えているわけですよね。なので、その「かわいい」とか「いとしい」とかというような、周りの大人の気持ち以前に、子ども自身が既に権利の主体であるということで、この権利条例を考えてほしいなと思ひまして。言いたいことは分かるんです、もちろん。単にその機械的に栄養が足りているとか、単に病気じゃないとかそういうことではなくて、やっぱりそこには人と人との大切な関わりとかコミュニケーションとか、尊重し合う気持ちというのがもちろん必要だと思いますが、そういった意味でそれを示す言

葉は「愛情」じゃないほうがいいのかないかなという気がしまして。例えば子どもが「保護者から人として尊重されながら育まれて」とか、表現を変えることも検討してみたいかがかなと思いました。

というのも、例えばそれこそ虐待するような保護者ですね。それも愛情表現だと言ったりするわけですよね。なので、すごくデリケートな言葉という気がするんです。周りがどんな気持ちで関わろうと、でもやはり子どもは常に人として尊重されるべきであるという、そういう意味にしていただけたらと思いました。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

#### 【委員】

擁護委員は非常に大事だと思っていて、ぜひ設置するべきだと思っていますが、既存の組織との関係、例えば児童相談所との役割分担はどう整理するのかを教えてください。

#### 【事務局】

すごく似ているんです、確かに。子どもの救済というのは、すごくそういった目的でいえば、例えば児童相談所の中ですと、先ほど例にあった男の子と女の子で、女の子のほうが後の順番で呼ばれてみたいなこと、それは児童相談所では恐らく範疇外だと思うんですけど。権利擁護のほうは、例えばそういうことがあったらそれはそれで受けて、学校に言ったほうがいい、先生に言ってあげようとか、そういうことを聞いて子どもの立場で表現したりとか、そんなことをやっていくのが擁護委員会なんですけれど。基本、既存の組織でももちろん学校だって相談窓口がありますし、教育総合のほうでもそういったスクールカウンセラーさんとかいろいろ組織があるんですね。ただ、やはり子どもたちのほうでスクールカウンセラーさんは結局、学校単位の学校の先生と通じているのかなとかという、ちょっと言い過ぎなんですけど、学校とはある部分で独立した関わりのないところで一つ擁護の取組を、中立な擁護の取組をつくることに意義があるのかなといったようなことで、条例政策とともに進めていけたらいいのかなと、今そんな感じです。

#### 【委員】

はい、ありがとうございます。大所に立って、権利擁護委員と児童相談所、スクールカウンセラーとの役割分担のイメージもこの会議ですり合わせできたらいいと思っています。

#### 【事務局】

基本はきっと区のほうの制度設計をして進めていくべきものではありませんが、皆様のご意見いただきながらというのがこの会の意味だと思っています。他自治体では子どもの立場に立って、子どもの代弁者として擁護委員の立場として、様々な子どもに関わる機関等への働きかけるといったような、そういった位置づけですかね。

例えば学校で校長先生に相談すれば、それは校長先生というのは学校の最高責任者としてそれを処理できるんでしょうけど、権利擁護委員には、そこまでの学校変えるような権

利というのは当然ないわけですが、ただ子どもの立場に立って助言するというか、そういった立場で活動するといったような性格のものと考えております。

#### 【委員】

そういうことであれば、皆さんいろいろな意見はあると思うので、権利擁護委員は子どもの代弁者という役割・立場であるということ条列入れていきたいです。それが難しければ、少なくともこの会議の場でいいので、権利擁護委員の役割・立場の論議を我々委員の中だけでも共有しながらやっていけるといいと思います。

#### 【委員】

さっき委員がおっしゃったように、子どもの立場で、とにかく子どもの話をよく聞いて、子どものためにいろいろ動くというのはこの権利擁護委員で、児童相談所の方とか学校の方とかは労働者でもあるわけで、それぞれのやっぱり仕事として日々取り組んでいて、一生懸命やっているのにそんなこと言われる筋合いがないということもあるし、時々言われるのは隠蔽なんかもありますよね。それぞれの立場でそれぞれのお考えがあって、自分の立場も守りたいし、学校であれば学校全体のこともやっぱり考えたいし、児童相談所だったら何か事件が起きたときにいろいろ責められて本当にお気の毒だとも思いますし、それぞれの立場上いろいろ事情があるが、この子どもの権利の擁護というのは、別の立場で、子どもの立場に立ってアドボケイトするという、そういうことできちんと立場が違うということだと思えます。

#### 【会長】

ちょっと補足というか、同じことですが。子どもの権利擁護委員というのは一般的にいう子どもオンブズパーソン。オンブズマンですね。ですから、文字どおり委員がおっしゃったように、子どもの権利の擁護者、代弁者なんですね。児童相談所とかいろいろ学校とかで何か相談を持ち込まれたり、公的な手続を経て、大人が関わって持ち込まれる相談というようなことがあると思うのですが、オンブズのほうはもっと直に、子どもの救済とか駆け込み寺みたいな部分もあります。

それでよその自治体の事例ですと、子どもオンブズに持ち込まれるケースは比較的学校がらみが多いんですね。そうすると学校の先生には相談しづらいというのが子どもの立場からするとあるので、そうではない第三者、全く学校とか何か機関とかではない別の立場の大人が話に乗るといところが大事かと思えます。なので、そういうことの違いがあるかなというのですね。

すみません、私が話してしまいましたが、ほかの委員からご質問・ご意見はいかがでしょうか。

一委員としてもう一つお願いしたいんですが。この資料の5-4でいうと9ですね。推進委員会等の設置のところ、今のところはそういった委員会を立ち上げる予定はないというお話でしたが、私は委員の立場でいうと、ぜひとも立ち上げていただきたいと思うんですね。子どもの権利擁護委員のほうは子どもオンブズパーソンが恐らく3人ぐらいの方がオンブズになるかと思うんですが、そこではいろいろそのオンブズパーソン同士で協議

をしたり、相談をするとは思いますが、やはり子どもの声を聞いて、調査してということで精いっぱいになると思います。そこで生じた問題をどう捉えて、その後の子どもの施策であるとか、子どもの実践の場で、どういうふうに生かしていったらいいか、そこまではできないと思うんですね。ですから、そういった子どもの権利侵害だとか、子どもはどうかということを考えているのかということ子どもを権利推進委員会じゃなくても、子どもの権利委員会みたいな感じでいいと思うんですが、やはり審議する場が必要だと思います。

特に、この子ども条例というものをつくった後は、その子どもの権利の状況がどうなっているか、権利侵害はどうか。私たちは、その子どもの権利侵害に対してこれからどういうふうに要望をしていったり、あるいは施策面で改正ができるかどうか。それを検討、検証する場が必要だと思います。よその自治体はほとんど検討する、検証する委員会を立ち上げています。私はやはり北区は子ども施策に対してトップを走ってほしいと思っていますから、そういう意味でもこれは委員会を立ち上げないと子どもの権利保障をしっかりとやっているというところまで言えないんじゃないかと思うんですね。ですからぜひともこの委員会の設置というのはご検討いただくとありがたいなと思います。

#### 【事務局】

一点確認というか。権利擁護委員の人たちは、委員会とはいわなくても合議とかをつくりたいといったような意向はあります。それはそのとおり、今のところは思っています。いらないと言ったのは、その権利の条例の普及ですとか、条例の趣旨の普及ですとか、そういったものをわざわざ別の組織をつくって、何かそこで検討いただくことはなくて、この場でご意見いただきながらでいいんじゃないかとちょっと思ったりはしたんですけど。

#### 【会長】

やはり、先ほど委員もおっしゃったように、子・子会議は年4回ぐらいですから、やはりいろんな問題を協議するといいますか、主に報告を伺って意見を述べるということが多いんですけども、子どもの権利というものに特化して、権利侵害も結構起きているわけですね。ですから、今後の施策でどういうふうにこの子どもの権利保障をしていくかというのは、やっぱりちゃんと検証する必要があると思います。ですから別立てでやる。特に北区がそういったことに力を入れるならば、置く必要があると私は思います。

#### 【事務局】

子・子会議を年5回やるよりも、別に組織を設けたらよいと。

#### 【委員】

すみません。今のことについて、やはり条例をつくるということは、我々が意見を出して地方議会が法をつくるものですから、また新しい法をつくったときにそれがちゃんと周知されて、批准されて、それが守られているというのをどっかでそこは責任を取らなきゃいけないと思うので、もちろん子ども・子育てというのは子どもの権利を明文化して、それをチェックしている機構であるということをしなきゃいけないと思います。ですから、ここの会議でそれまで全部担うのかということとは本当に難しいと思って、チェック機構と

して、その法がちゃんと行われているかどうか、適切にされているかどうかという北区の施策にちゃんと反映されているかどうかというところは、確かに独立した機関があったほうがよりいいと思います。

#### 【事務局】

本日の会議において、概ね委員の皆さんはそういう意見になるということは、今日受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

#### 【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは今度は7番目ですね。令和5年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童改善策について、ご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

では報告の2番から入りたいと思います。資料7、ご覧いただけますでしょうか。

新規申込者数ですが、合計で1,977人となりまして、昨年の比で増となった歳児もあったんですけど、0歳児では70人、1歳児では73人の減となり、全体では144人減少となっております。

(2)の入所保留者数については、合計で361人となり、昨年度より16人増加しました。

ただ、(3)の保育園二次募集枠について、合計で845人と昨年度より75名減となっております。歳児別で見ますと主に3、4、5歳児について入所保留者が増えて、二次募集枠が減少した形になってございますが、これらの歳児については、近年の状況を踏まえますと、幾つかの園で受入数の減を行った影響があるかと認識しています。それでも、全体としては保留者数に対して受入枠は十分にあるのかなといったようなことです。この辺りは地域の精査とかいろいろやってみないと分からないことがあるので、まだその段階にはいっていません。ただ、全体としては、受入枠はあるのかなというふうには捉えてございます。

(4)では(3)の二次募集枠から各園の入所保留者数を差し引いた数をお示ししてございます。区全体から見れば昨年度と同様1歳児を除き、各歳児において、それなりの募集枠が確保されている状況ではございます。なお、令和4年4月において北区では保育所の待機児童数は16名でした。その16名全てが1歳児でした。昨年度と同じ入所保留者に対しまして、二次募集枠の数が11名増加してございます。なので、待機児童解消の観点からすれば、数字上若干の改善を見込めることを期待できる状況にあります。ただ、これも維持費の精査等をきちんとやっていかないと確実なことは申し上げられない、そんな状況です。

去る3月10日に二次募集の結果が公表になったところです。本日はきちんとした数をお示しできませんが、少なくとも昨年度に比べて大幅に待機児童が増えるといった状況はございません。全体としては昨年度と同様、入所できない児童のことよりも、保育所の定員が空いてしまうことでの、施設の運営についてのほうが課題ともいえる状況なのかなと

いうふうに捉えてございます。

裏面、ご覧いただけますでしょうか。

参考といたしまして、1月1日時点の就学前人口をお示ししてございます。参考①に記載のとおり、0歳から5歳児また0歳児から2歳児共に昨年と比較いたしまして、区全体として減少している状況です。

3番です。今後の予定です。今後の待機児解消の考え方ですが、こうした状況を踏まえまして、新たな私立認可保育園の公募誘致については、昨年に引き続き見送ることといたします。なお、二次募集の申込結果を踏まえた上で、必要に応じて対応策を考慮してまいります。

#### 【会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、次第の（8）放課後子ども総合プラン事業への宅配弁当サービスの導入について、ご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

資料8をお手元をお願いいたします。放課後の総合プラン事業への宅配弁当の導入です。

1の要旨です。小学校の長期休業期間中の宅配弁当については、これまで宅配を利用する保護者有志により導入を進めることとしてきましたが、現時点においては、小学校34校中27校で実施してございます。ただ、保護者の代表に負担がかかること、また注文発注数が少ない小規模校での導入が困難などの課題があるところでございました。については、家庭でのお弁当の持参を原則とはしつつも、保護者の負担軽減を図るとともに、全校の保護者が宅配弁当を選択肢の一つとして選びやすく利用しやすくするため、区主体による宅配弁当サービスを導入することとしたところです。

現在、項番2にございまして、事業者の選定作業を進めてございまして、中ポチの三つ目のところです。今月の下旬には事業者を選定してまいり、このようなスケジュール感で進めているところです。

項番3、その導入時期ですが、本年の夏季休業期間から、次の夏休みから実施できるように進めているところです。

下の下段のところにある運用スキームを書かせていただいております。いろいろと丸数字とそれから矢印で進め方を書いているところですが、今後保護者の皆様については、⑤の契約（個人ごと）と書いてあるところですが、使いたい保護者ごとにインターネット、スマートフォン、そういったものを使いまして、ネット発注、ネット決済、そのような形で保護者の負担軽減に努めてまいり、そのような計画です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続いて、次第の9、北区児童相談所等複合施設運営指針（中間のまとめ）につ



いて、ご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

私のほうからは、北区児童相談所等複合施設運営指針（中間まとめ）について、ご報告いたします。

資料9をお願いいたします。

1番要旨です。区はこれまで児童相談所設置におきまして、基本構想や基本計画を策定するなど準備を進めてまいりました。このたびは運営指針の中間のまとめについて、報告させていただくものです。

2番の現況については記載のとおりでございまして、3番の内容はすみません、9の別紙、A3資料をもって、少しポイントを絞ってご説明させていただければと存じます。

左上1番の（2）北区が目指す新たな児童相談体制の構築です。北区は新たに児童相談所を設置していきますが、子ども家庭支援センターを複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備する予定です。子ども家庭支援センターを区民に身近で気軽に相談できる窓口として、児童相談所と併設すること等が特徴です。

2番、施設概要及び開設時間です。赤羽駅徒歩5分程度の旧赤羽台東小学校跡地に整備する予定で現在基本設計等進めています。

（1）②各階の主な諸室を少しご説明します。1階には乳幼児親子が集う遊びの広場やカフェ等の飲食スペース等立ち寄りやすい施設を配置いたします。2階については、100名以上が勤務する予定の職員の事務室等。また、3階には教育総合相談センターの適応指導教室、また体育館は3階から4階の吹き抜けを想定しています。4階については児童相談所となります。

少し飛びまして2ページ、3番、組織体制事務分掌及び職員数をお願いいたします。こちら、新しく児童相談所におきましては、新たに職員を119名確保する必要があるというふうに現時点では考えています。また、複合施設の中に入る子ども家庭支援センターや教育総合相談センターを合わせると、200名を越える職員がこの複合施設で働く予定というふうになってございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

現在の検討事項の一部ですが、学校サブファミリー等を軸とした関係機関の連携ですとか、総合相談受付、あそびのひろばの利用の拡大等を検討しているところです。

左下4番児童相談所の人材育成の取組です。今年度、令和4年度は15名の職員を先行自治体等へ派遣している状況です。児童相談所開設に向けまして、専門的職員の育成をさらに強化できるように努めてまいります。

右上、5番一時保護所についてお願いいたします。

（2）①定員については、20名ということで検討しています。また、2番の整備方針では、一時保護所は秘匿施設として今後とも公開はできないんですけども、以下の方針を持って基本設計等を進めています。幾つかご紹介しますが、例えばアの学齢児については、居室、トイレ、浴室を個室とすること。また、エまでいきますけども、学習室については区分けができる可動間仕切りを設置することや、理科室等の環境も整備していきたいと思っております。

1 ページおめくりいただき、裏面にいただきまして、3 ページをお願いいたします。

(4) 一時保護所の今後の主な検討課題です。先ほども少しご覧いただきましたけれども、今般児童福祉法等の改正を行いまして、子どもアドボケイトの活用すること。また2 番の学習支援については、学習用タブレットの端末の活用や通学支援について検討しているところです。

右側の7番、社会的養護をお願いいたします。社会的養護の中でも特に里親については力を入れていこうと考えていまして、(3)に記載があるようなフォスタリング業務等民間の活力を検討しているところでございます。

最後、裏面、最後の4 ページをご覧ください。複合施設全体の相談フロー図です。大まかなものみの記載となっておりますが、区民一般の方については、相談目的が明確な場合はそれぞれの機関に相談いただき、また相談内容が曖昧な部分、また子育て相談のようなものについては、総合相談窓口にご相談していただきながら、それぞれの機関が連携して業務を進めていく予定です。

令和8年度の開設に向けましては、現在準備を進めているところです。

#### 【会長】

はい、ありがとうございました。それではご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

#### 【委員】

ちょっと伺いたいんですけど、前にも令和8年の開設、随分先ですねとお話をしたときに、一生懸命施設ごとは職員の確保をするということが、それが一番大事なことだと伺っています。今、これ7名の派遣と書いてありますけど、現在スタッフの中には現時点でこういう知識を持って職員が配置されている方が何名ぐらいいらっしゃるのか。それからご参考に北児相ですよね。あれと、これからできるものの器は当然新しいほうが大きいんでしょうけど、そこら辺のイメージはどうなんでしょうか。

#### 【事務局】

人材育成の部分ですが少し表が分かりにくくて恐縮なんですけども、今日、別紙お配りした2 ページのところの左の、先ほど説明は省略させていただきましたが、人材育成計画と書いている表等が今後、例えばですけども、よく児童福祉司と呼ばれている職員35名程度、職員を確保する必要があるんですけども、令和8年度、7年度末時点で経験を持った職員が現時点では、そのうちの約77%確保できるように今進めているところです。現時点で、何人その経験を持った職員がいるかという話しですが、全て児童福祉司、児童心理司、また一時保護所等合わせまして、先ほど令和4年度時点で派遣職員15名今行っていますので、その職員の中には既に5年経験している職員、また今年で1年が終わる職員、また来年についても令和5年度は20名を超える職員を新たに、新たにというか引き続きの方もいますので、そういうような状況ですので、先ほど申した119人という職員をこれから確保する上では、まだまだ数字が多いというふうには認識しておりませんので、残りの期間の中でしっかりと人材育成を進めていきたいと思っています。

また、二つ目のご質問にございました、東京都北児相との関係ということで、今、東京都北児童相談所はもともと板橋区、荒川区、北区の3区を管轄しておりました。ただ、荒川区と板橋区については既に各区で開設していますので、建物というよりは職員の開設所員は東京都北児童相談所は北区のみの児童相談所として運営しています。北児童相談所には一時保護所等がございませんので、そういう意味では、新たに造っていく区の規模は、複合施設にもなりますし、そういうところも超えて先ほどご紹介あったように規模としては拡大していく認識です。

**【委員】**

はい、分かりました。ありがとうございました。

**【会長】**

ほかにご質問、ご意見等。はい、どうぞ。

**【委員】**

今の同じところで、福祉職や心理職、一時保護所等職員。この、一時保護所等職員というのはどんな資格とか研修とか、知識とかをお持ちの方なんでしょうか。

**【事務局】**

ご質問ありがとうございます。

一時保護所の職員の職種といいますか、資格なんですけど、複数ございまして、例えば保育士とか、あとはまた今現在東京特別区23区全体で一時保護所等の経験者を採用するというので当然他の自治体の一時保護所で経験している職員ですとか、あと児童養護施設等で経験しているような職員ですので、大体の方は保育士等の資格を持っている方が多いかなというふうに認識しています。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【会長】**

ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

**【委員】**

私一人もしかしたら全然分かってないのかもしれませんが、子どもの権利擁護委員は子どもの代弁者であると教えていただきました。この資料にある子どもアドボケイトというのは、子ども権利擁護委員と同じ仕事のように見えますが、何がどう違うのか教えてください。

**【事務局】**

ご質問ありがとうございます。

アドボケイトのお話しですけども、私のほうで少し。例えば、一時保護所にいる子どもというのは、例えば先ほどのようなご質問があるという自分から自分の権利を何とか言うことに立場にない状況にございますので、ただ職員はしっかりその子どもに対して支援はするんですけども、でもそれでもやっぱり何か子どもの意見を聞かなきゃいけないということで、それは先行自治体等ではそこにアドボケイトを第三者の方が直接区のほうでももちろんお願いをして、第三者の方に来てもらって、子どもの話を聞いている形を狙っています。

ご説明は私も難しくてあれなんですけども、一時保護所の子どもに対してはその一般的な先ほどの議論であるようなところに直接いけないので、しっかりとした体制の中で、しっかりというようなことを今検討しているというような違いです。

あと相談総合窓口については、どちらかという子どもというよりも保護者の方が中心に、子育ての相談とか悩みをご相談したいときに電話をいただくイメージですので、そこはちょっと違いがあるのかなという。

#### 【委員】

相談窓口のほうはよく分かりました。子どもアドボケイトというのは今後の検討課題だと思うのですが、子ども権利擁護員との違いが分かるようにしてもらえるといいのではないかと思います。

#### 【事務局】

子ども条例でやろうと思っている擁護委員は基本北区にお住まいの方であればどなたでも受けますよということなんですけど、こちらはあくまでも児童相談所の中で、これまで権利を侵害されてきた、そういうお子さんたちの意見表明というか、そういったことをかなえていこうというようなことでの取組なので、この方が児童相談所の子どもたちもやって、一般の子もやってというのはなかなか難しいかなと。

#### 【委員】

すみません、全く何が違うのか本当によく分からないです。これは児童相談所でやるって言って、もう一つは子ども権利条例でやっているんだというと、言葉は悪いのですが、役所仕事と言われてしまうと思います。

#### 【事務局】

すみません、ご説明申し訳ございません。

全体というんですかね。例えば学校の子でも保育園の子でも、どこにいる方でも先ほどの条例のほうは駆け込み寺ではないですけど、相談ができる場所。一時保護所の子ども、本当はそこに駆け込みたいんですが、駆け込めないんですね。24時間365日一時保護所で大切にお預かりする子どもなので。それができない方なので、今後どういう形で意見表明員とかそういうことについては、連携していくのは検討しなきゃいけないと思っていますんですけど、別に入所しているお子さんに定期的に1か月に1回とか2週間に1回とか来ていただいて、子どもの意見を聞くというような仕事のことを検討しているという違い

なんですけど。ちょっとご説明が。

**【委員】**

要はこれは児相に来た、一時預かりになった子の権利を守るために意見表明を聞きますよということですか。違いが分からないです。

**【事務局】**

ただいま課長たちからご説明していますとおり、条例で検討しているのはすべての子どもの権利擁護で一時保護所のアドボケイトは一時保護所に保護されている虐待などで大変困難な状況にあり、訴えがしづらい子どもと考えていただければと思います。各区についてもそういうような状況です。

**【委員】**

分かりました。より困難な子どもを相手にするということでもいいですか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【会長】**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続いて、次第の10です。「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査の結果について、ご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

北区教育ビジョン2024策定に係るアンケート調査については調査票作成時に委員の皆様から様々なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日は調査報告書ができましたので、お配りさせていただいたものです。

それでは資料の10番をご覧ください。1枚の資料ですが、こちらについては既に事前にお配りしてございますので、説明のほうは割愛しますが、この中では2番の調査の概要の(2)児童・生徒アンケートです。今回から保護者に加えまして、児童・生徒にアンケートを実施してございます。①の調査対象者から③の調査方法までですが、小学校3年生と5年生、中学校1年生の児童・生徒の代表に、きたコンを活用し、アンケートを行いました。回答数、回答率についてはお示しのとおりです。

それでは調査結果のほうですが、本日調査報告書及びその概要版。あと児童・生徒向けのアンケート調査報告をお配りしてございます。分量もかなり多くなってございますので、詳細については後ほどご高覧いただければと存じますが、本日はポイントを絞りましてご報告をします。

1番厚い資料、冊子になってございます「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査報告書をご覧ください。

恐れ入りますが、まず初めに4ページをお願いいたします。調査票の設問項目ですが、こちらについては合計で47項目です。

14ページまでお進みください。

14ページ問いの6番。北区の区立小・中学校における教育内容について、今回の調査より新たに現状の満足度と、今後の重要度を問うことにした設問です。14ページ以降に区立小・中学校を合わせた結果、15ページから16ページに掛けまして、小学校、中学校ごとに結果をお示ししてございますが、ここでも17ページをお願いいたします。

こちらには現状の満足度について点数化したものをお示ししてございます。プラスであれば満足度は高くなり、マイナスであれば満足度が低くなるというところです。これで見ますと小・中学校を合わせたところですが、安全教育や食育の推進ではかなり満足度が高く出ているところですが、グローバル化に対応した英語力の育成で満足度が低くなってございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。こちらは区立小・中学校における今後重要と考えるものを問う質問です。

こちらについては22ページをご覧ください。満足度と同様に点数化をしてございまして、その6番の社会の変化に対応できる力の育成について、様々な学習の基礎となる国語力の育成が重要と考えている結果となっております。

続きまして23ページをお願いいたします。こちらは現状の満足度と今後の重要度の相関関係をお示した図となっております。縦軸が今後の重要度。横軸が現状の満足度をお示ししているものです。内容はお示しのとおりです。

この満足度と重要度を点数化した上で、相関関係をお示しする図については、この後の問い8番の北区の教育行政全般について。問いの10番の個別最適な学びの充実。問い11番の協働的な学びの実現の取組を、現状の満足度と今後の重要度についての設問でお示ししています。後ほどご高覧いただければと存じます。

続いて24ページをご覧ください。24ページについては、区立小・中学校の取組の認知度、満足度をお尋ねしたのですが、26ページまでお進みください。こちら具体的な取組の満足度をお尋ねしているものです。全ての項目におきまして、6割以上の方が満足、やや満足の回答をいただいているところとございまして、学校で実施してございます具体的な取組については、これまでどおり一定の満足はいただいているものと考えてございます。この傾向については、問いの9番の北区教育委員会の取組の認知度、満足度と同じ傾向になってございます。

保護者アンケート調査の結果のご説明は以上です。詳細は後ほど、ご高覧いただければと存じます。

なお、続きまして、「北区教育ビジョン2024」策定に係る児童・生徒向けアンケート調査報告、A4横開きのホチキス留めの資料、こちらについてはお示しのとおりです。内容については後ほどご高覧いただければと存じます。

大変雑駁ですが、ご報告は以上です。今後、今回のアンケート調査の結果等を踏まえながら、実際の取組の方向性や内容を充実させていく必要があると考えてございます。

## 【会長】

ありがとうございました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

資料がたくさんですから、ご確認いただいて何かありましたら事務局のほうにお寄せいただければと思います。ありがとうございました。

それでは次にいきます。11、令和5年度予算の概要について。それから12も一緒にいいですかね。令和5年度子ども未来部組織改正について、ご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは令和5年度の予算。現在、議会のほうで審議中でございまして、予算委員会が終わったところです。来週の本会議で一部議会提案等出される予定ですが、基本的には議決されるような内容だというふうな理解です。

簡単に説明します。資料11です。予算プレス資料の写しでございます。

まず1ページの1番が学校給食費の完全無償化です。学校給食費については令和2年の10月から第2子半額、第3子以降全額を補助しています。しかしながら、今のコロナ禍また物価高騰による家計への影響を勘案いたしまして、本年4月からは当分の間保護者負担をゼロとする完全無償化といたします。なお、金額についてはこのページの一番下の(3)のところに書かれているとおりです。現行給食費から8%の増額改定を行った上の額です。これによりまして、子どもたちの給食の質の低下を招くことなく、安定した給食を提供するものを全額無償で行うというものです。

続きまして、7ページまでお進みをお願いいたします。学校施設の改築・長寿命化の推進というタイトルです。事業は大きく三つです。7ページのほうでは事業Ⅰと真ん中に書いてある学校改築と都の北学園建設の推進。それから次のページでは上のほうで事業Ⅱ、リノベーション事業の推進。真ん中辺りで小学校35人学級段階的導入及び児童数増への対応という、三つの取組を書かせていただいております。

公立の小・中学校ですが、全体で46校現在でございます。これまで15校改築が完了してございまして、ただ全ての学校を改築事業で行うためには経費、それから期間がとても厳しくなるということから、北区では令和2年3月に長寿命化計画というものを策定してございまして、こちらの中で改築事業とリノベーション事業というものを並行して進めるという考え方を取っております。

改築事業については7ページにお示しの下の方の表四つ、改築の計画を今現在進めているものです。それから次のページ8ページのほうではこちら上の方でリノベーションというものでございまして、おおむね15年間程度の寿命を延ばす取組でございまして、こちらもお示しの4校について今回の計画の中では説明しているというものです。

それから、その下の事業Ⅲの小学校35人学級の段階的導入のことです。令和7年度に掛けて一クラス40人から35人にするという取組。また一部の地域では大規模集合住宅の建設がありまして、普通教室が不足するという状況が見込めることから、これまででもすけど、転用可能な教室を普通教室に変更したり、または増築棟校舎を建設する取組を行っているものです。お示しのような学校に増築棟等を整備するという考え方で進めます。

それから次9ページです。教育の質の向上を目指した新たな取組というところでも、こ

ちらでも三つお示ししてございます。

(1) は教科担任制の導入。こちらについては、令和6年4月に開校する都の北学園で北区初めて教科の担任制を本格実施する予定です。それに先駆けまして、この都の北学園になります神谷小学校、稲田小学校2校において、モデル実施を令和5年度行うというものです。

それからその下のWEBQUです。これまでもQ-U調査は年に2回子どもたちに対してアンケートを実施して、いじめや不登校などの早期発見等に務めているものですが、1人1台端末導入したこともありますので、次年度以降WEBでのQ-Uを実施するというもの。

それからその下の3番。ICT支援員の拡充です。こちらはICT学習用端末の活用に当たりまして教員への授業等での活用支援、研修、不具合発生時の対応などICT支援員というものを学校に派遣してございますが、これ今、月2回であるものを4回に増やすという取組です。

### 【事務局】

私からは子ども未来部の部分についてご紹介します。大変時間が長くなっておりまして申し訳ございません。

2ページ目の2番の妊娠期から始まる子育て家庭支援といたしまして、四つの事業。

まず、事業番号1は多胎の妊婦に対する検診費用の助成。これまで14回の費用の助成をしていますが、14回を超えた費用のうち一部または全部について助成を新たにするというもの。

その下の事業番号2。産後ケア事業の充実。

次のページにいていただきまして、3ページの表にお示しのとおり、利用日数を4日から6日に拡大するとともに、産後ショートステイ実施施設を6施設から7施設に拡大をするものです。

その下、事業番号3の子どもショートステイの充実。(1)といたしまして、子どもショートステイ事業の対象を18歳までに拡充するとともに、利用料をお示しのとおり減額をするものです。

その次のページに参りまして、4ページの(2)要支援ショートというものを開始いたします。先ほどご説明をしておりますとおり、北区虐待防止というところ大変力を入れていまして、虐待防止対策を強化するものの一つです。

その下の4番については前回もご説明をいたしましたが、高校生等への医療費助成を入院から通院費にも拡充をするというものです。

それから6ページ目の私立保育園運営の安定化。こちらは先ほど一時の状況もお示しをいたしましたが、待機児童の一定の解消を見ていまして、これからは定員割れということも地域によっては出ていまして、私立保育園の運営の安定のために定員割れ補助を行っていくというものです。

最後になります。資料の12の子ども未来部の組織改正になります。先ほど参事からご説明を申し上げましたが、令和8年度の児童相談所開設に向けまして、来年度運営指針の策定、これは先ほど中間のまとめをしたものです。これの策定していく。または設計業務



を加速する等々の業務を行っていくために、参事体制から担当課長を設置して取り組んでいくというものです。業務場所は引き続き子ども家庭支援センターとする予定です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対してのご質問等ありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

#### 【委員】

時間がたっているのが恐縮なんですけど、一つだけ質問します。

学校給食のことなんですが、この文言の中で令和5年4月より当分の間という表現がされています。何か思惑があるのでしょうか。これについて議会では何か質問があったのでしょうか。また、他区との違いは何か、特別なことがあるのでしょうか。何点か教えてください。

#### 【事務局】

当分の間という部分です。このたびの給食費無償化は物価高騰の影響を踏まえた子育て世帯の支援策として実施をするものでございまして、現在、当分の間ということで事業の終期のほうは未定というところですが、今後物価の動向のほうも踏まえながら財政当局などとも連携をして、継続のほうをどうしていくかといったことを検討していく予定です。資料にも11億2,000万という形で予算を書かせていただいておりますが、財源の確保をしっかりとっていく必要がある事業ですので、その部分も区長部局と連携をしながら、今後考えていくといったところで、しっかりと経営改革の取組なども行って、各財源を確保していけたらというふうに考えているところではございまして、議会の中でもそういった質疑のほうはなされております。財政当局のほうからは、同じようなご回答もしているところではあります。

#### 【委員】

議会の中では質問があったとそれに対して答えた。質問してないとおかしいと、私でさえちょっと疑問というか、あるので。議員さんがしっかり質問したのかなというのがまず1点。

#### 【事務局】

はい、ありがとうございます。

また、最後の他区との違いというところではございまして、来年度、令和5年度から給食費無償化する区は、小・中学校で無償化するというのが北区を含めて7区ございまして、中学校だけ無償化するところが足立区、1区というふうになっています。来年度の事業ですので、他区の情報はいずれも詳しくまだ出ていないところではございませんが、北区といたしましては区立小・中学校に通う児童・生徒全員の給食費を無償化するということで、もちろん給食を食べている方について無償化することに加えまして、アレルギーなどでお弁当を持ってきているお子さんもいらっしゃるんですが、アレルギーのお子さんについて

は学校給食のほうで、除去食で対応していますが、対応し切れない部分でお弁当になっている方がいらっしやいまして、その方々に対しては、学校給食費相当の補助をするといったことも考えているところが特徴かなというふうに思っています。

【委員】

はい、ありがとうございました。

【会長】

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

時間が過ぎているところ恐縮なんですけども、給食費のところでは小・中ということで保育園で何でこういうのは除外されるんですか。

【事務局】

北区では、保育園は保護者に負担を求めない形となっています。ただ、幼稚園だけ取り残されているというのが、北区の現状でその辺りは課題になっている状態です。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

最後に申し訳ございません。今、事務局がおっしゃったように私立幼稚園は省かれています。それとこれはお願いなんですけど、今日のようにこれだけのボリュームを2時間でやるということが私の頭の中で理解ができないので、もう少しボリュームを絞るか、この子・子会議をもうちょっとやるか。どちらでもいいですけど検討を。これだけはお願いしますので、よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】

教科担任制の導入はすごくいいと思います。学校の先生の負担軽減と授業のクオリティを上げるという意味では非常にいい取組みだと思っていて、逆にまだモデル校が二つしかないというのがちょっと残念だと思っています。

これは多分賛否両論あると思うのですが、みんなを遅れさせない、誰も置いていかないという考え方をすると、特にみんな苦手とする算数では、理解が進んでない子は理解が進んでない子用に授業をやるという理解度別クラスがいいのではないかと思います。

### 【事務局】

まず、多くの区内の小学校は、音楽と図工の専科がいます。あと、ちょっと大規模なところだと家庭科がいたり、家庭科を英語に変えたりしている学校があります。

今回の教科担任制の導入に当たって、区で独自の講師を雇いまして、一応今教科は理科と社会を雇うということになっています。まず、そこで理科と社会の専科制が可能になるんですが、もともといる学級担任のほうで、学年でまた教科を分担しますので、国語や体育やそういった別の教科も専科制が実現することにはなりません。

中学校に行きますとそういった授業になるというところで、教員の働き方だけではなくて、専門性の高い授業が実現できるのではないかなと思っています。

また、その習熟度別の学習ということでは、東京都の場合、算数が中心ですが、3年生以上の算数の授業は習熟度別にやっている学校が、現在でいうと全校小学校でやっています。あと、中学校のほうも数学の授業はそうになっていますし、中学校のほうでいうと、英語の授業も少人数制が取り入れられていて、習熟度であったり、分割して少人数であったりという授業の工夫はなされているところです。

### 【事務局】

若干だけ補足。教科担任制のほうのお話。

さっき教科担任制のモデル校が2校だけという話がありましたけども、今の事務局のほうからもお話があったとおり、このモデル事業を来年度やるものについても区の単独の講師を雇うわけです、区費で。学校の公立の小・中学校の教員は東京都で採用された教員の先生方が区に委嘱されるという中で、回避基準というのが決まっています、教科担任制のために配置される教員はいないわけです。ですので、ほかの学校で導入するためにはそこら辺が一番の課題ということになりますので、その辺り東京都にもしっかり対応、今後は国のほうも教科担任制を導入するという方針に決めていますので、その辺りの流れの中でどうやっていくかということは、引き続き区としても見ていく必要があるんですけど、まずは都の北学園の中で、課題の検証しながらやっていくという考え方で今回導入するものというものです。

### 【会長】

はい、ありがとうございます。それではほかにはよろしいでしょうか。

それでは、最後に次第の3でその他ということですが、事務局からご説明はありますでしょうか。

### 【事務局】

令和5年度の予定ですが、計画策定及び子ども条例はそれぞれ大きく動いていく年になりますので、例年の子ども・子育て会議と合わせて計画の検討部会を実施していきますので、例年より皆様に会議の出席を多くお願いすることになるかと思えます。日程については、また調整の上、ご連絡をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。ご担当の件は別によろしいですか。はい、分かりました。

それでは活発なご議論ありがとうございました。時間が超過してしまいまして、失礼いたしました。

それでは以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了いたします。また、来年度もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。